



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2005.09.22

No. 29 - 02

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

2005年8月21日 関西国際空港

# カンタス航空緊急脱出事故

## 当該乗員保護活動を実施

2005年8月20日深夜、成田発オーストラリア・パース行きカンタス航空70便が太平洋上空を飛行中に貨物室の火災警報装置が作動し、関西国際空港へ緊急着陸、そして緊急脱出を行なった際に数名の乗客が負傷する事故が発生しました。

事故発生直後の21日早朝にAIPA(Australian & International Pilots Association)から機長組合を通じALPA Japan(日乗連)に対して当該乗員の保護が要請されました。ALPA JapanはAA(事故対策)担当者を現地に派遣し21日午前に当該乗員と面会、また同日夕刻にはAIPAの事故解析・リスクマネジメント担当者がオーストラリア本国より到着し、合同で対策を協議しました。「日本においては航空事故調査報告書が刑事裁判で証拠として採用される。技術調査よりも警察による捜査が優先される」という実態についてはオーストラリアでも既に周知されており、当該乗員が不当な扱いを受けない為の対策の協議が大きな課題となりました。

翌22日夕方から関西国際空港内で、日本の航空鉄道事故調査委員会の事情聴取が行なわれました。それに先立ちALPA Japanは弁護士を派遣し、当該乗員へのブリーフィングを実施しました。また東京及び大阪のオーストラリア領事館からは2名の領事及び副領事が現地に派遣され、対応にあたりました。そして航空鉄道事故調査委員会の事情聴取終了後、当該乗員は「まるで裁判を受けているみたいだった」と疲労困憊した様子で語り帰国しています。

今回オーストラリア領事が、自国民が不当な取り扱いを受けない為に素早く対応しました。もし日本の乗員が海外で同様の状況になった時に、このような対応を受ける事が出来るのでしょうか？

